

通話録音装置などの購入に補助金を交付します

しつこい電話勧誘や怪しい電話に困ったことはありませんか？一度電話に出てしまうと、相手はなかなか電話を切ってくれず、必要のないものを購入したり契約したりすることに繋がってしまう恐れがあります。

通話録音装置等には、電話相手に警告メッセージを流し、このような被害を防止する効果が期待されます。

募集期間：令和2年4月10日～ 注）補助予定金額に達した時点で締め切ります。

対象者：市内在住の高齢者（65歳以上）のうち、以下の条件のいずれかに該当する方

- ①一人暮らしの高齢者
- ②高齢者のみの世帯
- ③日中、高齢者のみになる世帯



補助内容：機器代金の50%（上限3,000円）

補助対象機器：次の3種類です。

注）五泉市内に店舗を有する事業者から購入し、令和2年度中に購入が完了すること。

（1）通話録音装置

固定電話に取り付け、通話内容を録音する装置で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器

（2）自動着信拒否装置

固定電話に取り付け、管理サーバーに登録された情報等により迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は警告表示する機能を有する機器

（3）電話機

- ①、②どちらか又は両方の機能を有しているもの

<装置取り付けの例>



申込み方法

① 申請

以下の書類を添付し、五泉市通話録音機器等設置費用補助金交付申請書（様式第1号）を提出してください。

- ・商品カタログ等、購入する機器の機能が確認できるもの
- ・機器の購入に係る見積書

※機器を購入する前に申請してください。

② 機器購入

補助金交付決定通知が交付されてから、機器を購入してください。

③ 実績報告

以下の書類を添付し、五泉市通話録音機器等設置費用補助金実績報告書（様式第3号）提出してください。

- ・領収書の写し
- ・機器の設置が確認できる写真

※購入から30日以内に提出してください。

④ 補助金の振込

補助金確定通知と併せて送付される補助金交付の請求書を提出し、2～3週間程度で補助金の振込が完了します。

☆書類提出窓口☆

五泉市役所 商工観光課（〒959-1692 五泉市太田 1094-1）

村松支所 地域振興係（〒959-1705 五泉市村松乙 130-1）

<注意>

- ・補助金の交付は1住宅につき1度限りです。
- ・店舗によっては、機器の取り扱いがない場合や、取り寄せとなる場合があります。
- ・機器の取り付けにより、迷惑電話を完全に防止できるわけではありません。

【お問い合わせ】

〒959-1692 五泉市太田 1094-1

五泉市商工観光課商工係

電話：0250-43-3911

FAX：0250-41-0006